

内閣府設置法の一部を改正する法律案参照条文

目 次

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	1
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律 （平成二十年法律第六十三号）（抄）	8
○科学技術基本法（平成七年法律第二百三十号）（抄）	9
○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）	10
○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第二百四十六号）（抄）	12
○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第二百五十九号）（抄）	13
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	14
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 （平成二十四年法律第 号）（抄）	16
○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）	18

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

目次

第一章	總則（第一条）
第二章	内閣府の設置並びに任務及び所掌事務（第二条—第四条）
第三章	組織
第一節	通則（第五条）
第二節	内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条—第十五条）
第三節	本府
第一款	内部部局等（第十六条・第十七条）
第二款	重要政策に関する会議
第一目	設置（第十八条）
第二目	経済財政諮問会議（第十九条—第二十五条）
第三目	総合科学技術会議（第二十六条—第三十六条）
第三款	審議会等（第三十七条・第三十八条）
第四款	施設等機関（第三十九条）
第五款	特別の機関（第四十条—第四十二条）
第六款	地方支分部局
第一目	設置（第四十三条）
第二目	沖縄総合事務局（第四十四条—第四十七条）
第四節	宮内庁（第四十八条）
第五節	委員会及び庁（第四十九条—第六十四条）
第四章	雜則（第六十五条—第六十七条）
附則	

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一（三）の二 （略）

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項
六の二 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

七（一）十八 （略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要な政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（一）七 （略）

七の二 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

七の三 宇宙開発利用の推進に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の四 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）政

令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関する事。

七の五 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の六 防災に関する施策の推進に関する事。

八（一）十四の五 （略）

十五 第七号の六から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六（一）六十二 （略）

第二款 重要政策に関する会議

第一目 設置

第十八条 本府に、内閣の重要な政策に関する行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関（以下「重要な政策に関する会議」という。）として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術会議

2 前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要な政策に関する会議で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

中央防災会議	災害対策基本法
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法

第三目 総合科学技術会議

（所掌事務等）

第二十六条 総合科学技術会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
 - 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要な事項について調査審議すること。
 - 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
 - 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要な事項について、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。
- 2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号までに掲げる事務を掌理するもの（以下「科学技術政策担当大臣」という。）は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要な事項について、会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十七条 会議は、議長及び議員十四人以内をもつて組織する。

(議長)

第二十八条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4 科学技術政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、科学技術政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十九条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣官房長官

二 科学技術政策担当大臣

三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 法律で国務大臣をもつてその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五 前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

六 科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるとときは、第二十七条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第六号に掲げる議員の数は、第一項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。

(議員の任命)

- 第三十条 内閣総理大臣は、前条第一項第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。
- 2 前条第一項第六号に掲げる議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる議員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

(議員の任期)

第三十一条 第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(議員の罷免)

第三十二条 内閣総理大臣は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号に掲げる議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(議員の服務)

第三十三条 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員（同項第五号に掲げる議員にあつては、一般職の国家公務員であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報

酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(議員の給与)

第三十四条 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出の要求等)

第三十五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるとときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十六条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の六及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。)からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 前条第四項の規定にかかわらず、復興庁設置法(平成二十二年法律第二百二十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号(イ)(1)及び(2)並びにロ(イ)(1)及び(2)に係る部分に限る。)を除く。)に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

(総合科学技術会議の議員の任期の特例)

第六条 この法律の施行の後最初に任命される第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、第三十一条第一項の規定にかかるらず、内閣総理大臣の指定するところにより、当該議員の総数の半数（当該議員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）については、一年とする。

（経過措置）

第七条 第二十九条第一項第六号に掲げる議員を任命するために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
第八条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術（人文科学のみに係るもの）に関する試験若しくは研究（以下単に「研究」という。）又は科学技術に関する開発をいう。

2 この法律において「研究開発等」とは、研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいう。

3 （略）

4 この法律において「研究開発システム」とは、研究開発等の推進のための基盤が整備され、科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源（以下単に「科学技術の振興に必要な資源」という。）が投入されるとともに、研究開発が行われ、その成果の普及及び実用化が図られるまでの仕組み全般をいう。

5 この法律において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

6 5 11 （略）

○ 科学技術基本法（平成七年法律第二百三十号）（抄）

第二章 科学技術基本計画

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針
二 研究施設及び研究設備（以下「研究施設等」という。）の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、科学技術基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術会議の議を経なければならない。

4 政府は、科学技術の進展の状況、政府が科学技術の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、科学技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第一項の規定により科学技術基本計画を策定し、又は前項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

6 政府は、科学技術基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一～十六の二 （略）

十七 総合科学技術会議の常勤の議員

十八～五十の二 （略）

五十一 総合科学技術会議の非常勤の議員

五十二～七十五 （略）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
（略）	（略）
公害等調整委員会の常勤の委員	（略）
中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員	（略）
運輸安全委員会の常勤の委員	（略）
総合科学技術会議の常勤の議員	（略）
原子力委員会委員長	（略）
再就職等監視委員会委員長	（略）
証券取引等監視委員会委員長	（略）
公認会計士・監査審査会会长	（略）

中央更生保護審査会委員長

宇宙開発委員会委員長

社会保険審査会委員長

東宮大夫

(略)

(略)

○ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）（抄）

（指針）

第四条 文部科学大臣は、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚（以下「特定胚」という。）が、人又は動物の胎内に移植された場合に人クローン個体若しくは交雑個体又は人の尊厳の保持等に与える影響がこれらに準ずる個体となるおそれがあることにかんがみ、特定胚の作成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い（以下「特定胚の取扱い」という。）の適正を確保するため、生命現象の解説に関する科学的知見を勘案し、特定胚の取扱いに関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

- 4 2 （略）
- 3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならぬ。
- 4 （略）

○ 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）（抄）

附 則

（業務方法書）

第二条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書（前条第一項第一号に掲げる業務（先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「先端研究助成業務」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

（中期目標及び中期計画）

第二条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標（先端研究助成業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（先端研究助成業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。
(略)

第二十九条第一項中「期間」の下に「（国立研究開発行政法人にあつては、三年以上七年以下の期間）」を加え、「独立行政法人」を「中期目標行政法人」に改め、同条第二項中「ついて」の下に「、第三十二条第一項の評価を明確に行うことができるよう、具体的に」を加え、同条第三項中「評価委員会」を「その内容が第三十二条第一項の評価を明確に行うために十分に具体的なものであるかどうかについて、委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）」に改め、同条に次の三項を加える。

4 6 (略)

(略)

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標行政法人は、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 (略)
二 (略)

2 4 (略)

5 主務大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該中期目標行政法人に対し、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号ロに定める事項について評価を行つたときは、委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

6 委員会（国立研究開発行政法人にあつては、委員会及び総合科学技術会議）は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

7 (略)

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条第一項中「独立行政法人の中期目標」を「第三十二条第一項第二号ロに定める事項について評価を行つたときは、

中期目標」に、「において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方」を「までに、当該中期目標行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性」に、「組織及び業務」を「業務及び組織」に改め、「基づき、」の下に「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」を加え、同条第二項中「主務大臣は、」の下に「国立研究開発行政法人について」を加え、「評価委員会」を「研究開発に関する審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会（国立研究開発行政法人にあっては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）に通知するとともに、公表しなければならない。

第三十五条に次の四項を加える。

4 委員会（国立研究開発行政法人にあっては、委員会及び総合科学技術会議）は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。

5 (略)
5 (略)

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第

号）

（抄）

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第一百七条 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十六条を次のように改める。

（評価等の指針の策定、中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条 事業団の助成業務については、行政法人通則法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項、第三十二条（第四項を除く。）、第三十五条（第二項を除く。）及び第三十五条の二の規定を準用する。この場合において、同法第十二条の二第二項中「前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第六項若しくは第三十五条第四項の規定により文部科学大臣に」と、同法第二十八条の二第一項中「及び第三十五条の四第一項の年度目標の策定並びに」とあるのは「の策定及び」と、同項及び同条第三項中「第三十二条第一項並びに第三十五条の六第一項及び第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、同条第一項及び第三項並びに同法第二十九条第一項から第三項まで、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項及び第四項を除く。）並びに第三十五条（第二項及び第六項を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十八条の二第三項中「中期目標及び第三十五条の四第一項の年度目標」とあるのは「中期目標」と、同法第二十九条第一項中「三年以上五年以下の期間」と、同項並びに同法第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条第五項中「中期目標行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第五項及び第七項並びに第二十五项第一項中「当該中期目標行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十二条第五項及び第三十五条第三項中「委員会（国立研究開発行政法人にあつては、政令で定めるところにより、委員会及び総合科学技術会議）」とあり、並びに同法第三十二条第六項及び第三十五条第四項中「委員会（国立研究開発行政法人にあつては、委員会及び総合科学技術会議）」とあるのは「委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項並び

に第三十二条第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と、同法第三十五条第一項中「の継続又は組織の存続の必要性」とあるのは「を継続させる必要性、組織の在り方」と、「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に関し」と読み替えるものとする。

(略)

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（四十三）（略）

四十四 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十五 科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。

四十六 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四十七 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

四十八（九十七）（略）